

現場確認のリモート化（遠隔臨場）試行要領

1. 主旨

受注者及び発注者の業務効率化に向け、工事において現場確認のリモート化（以下、「遠隔臨場」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

遠隔臨場とは、モバイル端末等（ウェアラブルカメラ、スマートフォン等）による映像と音声の双方向通信を使用して、臨場（現場立会い）に代えて「段階確認」や「材料検査」、「立会い」（以下、「段階確認等」という。）を行うものである。

2. 対象工事

（1）発注者指定型

- ・土木工事：特記仕様書において指定された工事とする。
- ・営繕工事：施工条件明示書において指定された工事とする。

（2）受注者希望型

（1）として発注していない工事において、遠隔臨場の実施を受注者が希望するとともに、工事の品質に重大な影響を及ぼさないなどの工事特性を踏まえ、段階確認等の一部もしくは全部に遠隔臨場の実施が見込めると受発注者間の協議が整った工事とする。

3. 取り組み内容

3-1 事前協議

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、仕様（使用する機種・アプリケーションまたはサービス等）、実施記録の方法について、監督員と協議するものとする。

3-2 事前準備

受注者が使用する機器等（通信環境含む）は受注者が調達し、発注者が使用する機器等（通信環境含む）は発注者が調達することを基本とする。

利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、監督員が利用可能であり、かつ、監督員の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督員の了解を得るものとする。

3-3 遠隔臨場の実施

受注者は、計測などの近接撮影を行う前に、段階確認等を行う位置や現場の状況を撮影し、監督員は確認するものとする。

遠隔臨場により監督員が必要な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。ただし、監督員が必要な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

4. 費用

（1）発注者指定型

遠隔臨場実施にかかる費用については、当初設計では計上せず、全額を設計変更にて技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、国税庁「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年

ハブ、ルーター、リピーター、LANポート：10年

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること

（2）受注者希望型

遠隔臨場実施にかかる費用については、受注者が負担するものとする。

5. アンケート

受注者は、発注者が必要と認めた場合、遠隔臨場の効果や課題を抽出するため、別に定めるアンケート調査に回答すること。

6. その他

- （1）モバイル端末等の活用は、段階確認等だけでなく、緊急時（現場不一致、災害、事故等）における早急な情報共有でも効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
- （2）従来の受発注者が会する段階確認等の実施は、監督員の現場状況の詳細な把握、受発注者間のコミュニケーション強化及び監督員の現場からの学び・技術力の向上等に引き続き必要なことから、段階確認等のすべてを遠隔臨場にて実施することにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら活用するものとする。
- （3）本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から適用する。